

4.2.2 公募小委員会および小委員会委員の公募制に関する運営内規

1996年 2月15日 学術委員会決
2000年 1月19日 理事会改正決 イ)
2001年 5月15日 理事会改正決 ロ)

第1条(目的)

この内規は、調査研究関係専門委員会運営に関する共通規程第5条により、公募小委員会および小委員会委員の公募制に関する運営内規(以下、公募制運営内規とよぶ)を定め、調査研究活動の活性化を図ることを目的とする。

第2条(公募の対象)

1. 小委員会に関する公募制には、委員会の公募と委員の一部公募の二種類がある。
2. 常置の調査研究委員会(定款第34条に基づいて設置された本委員会)は、新規の研究課題および委員構成を公募する小委員会を設置することができる。これを公募小委員会と呼ぶ。 イ)

公募小委員会は、原則として、継続性を要するテーマよりも、特定のプロジェクト研究を推進する小委員会とする。

3. 委員の一部を公募する小委員会は、次のとおりとする。

イ. 常置の本委員会の傘下に設置された小委員会(公募小委員会を含む)、および横断的なテーマを扱う特別研究委員会のもとに設置された小委員会は、原則として、委員の一部を公募するものとする。

ロ. 委員の公募制がなじまないと判断される小委員会は、委員の一部を公募できない理由を明らかにし、本委員会もしくは特別研究委員会、および学術推進委員会の承認を得るものとする。 ロ)

第3条(公募小委員会の設置)

1. 公募小委員会を設置する場合は、すべての会員に対して公募を呼びかけるものとする。
2. 会員は、別に定める公募要領にしたがって、テーマおよび主査・幹事・主委員を併せて提案することができる。
3. 常置の本委員会は、応募のあった小委員会の中から適当と判断される公募小委員会を選定し、学術推進委員会の承認を得て、理事会に報告する。 ロ)
4. 公募小委員会の設置期間は、1期(2年)とし、2期(4年)を越えないものとする。
5. 公募小委員会は、定められた時期に、小委員会活動報告書を運営委員会・本委員会を通じて学術推進委員会に提出すると共に、設置期間終了後、速やかに活動成果を公表する。

ロ)

第4条(委員の一部公募制)

1. 小委員会は、主査・幹事を公表した上で、公募委員を追加する形態をとる。公募委員の数は、原則として全委員の1/3~1/5とする。
2. 公募小委員会の場合は、本委員会で選定された主査・幹事を公表した上で、公募委員を追加する形態をとる。公募委員の数は、原則として1/2~1/3とする。
3. 公募委員の割合(募集人数)、および主査・幹事は公募に際して明示する。
4. 公募委員の選定については、公募に先立って決定されている主査・幹事が、応募のあった会員の中から委員を選定し、本委員会もしくは特別研究委員会、および学術推進委員会

の承認を得て、理事会に報告するものとする。 口)

第5条(公募小委員会および公募委員の扱い)

公募小委員会は、予算的措置等について通常の小委員会と同等の扱いとする。公募委員も、予算的措置等について他の委員と同等の扱いとする。

付則 1. この内規は、2000年1月19日から施行する。 イ)

2. この内規は、2001年5月15日から施行する。 口)

注1 . 2001年5月15日「学術委員会」を「学術推進委員会」と改称。